

2-8 公害防止に関する税制上の措置

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
固定資産税	課税標準の特例	<p>公共の危害防止のため設置されたもの（ただし既存の当該施設又は設備に代えて設置する一定のものを除く。）のうち、</p> <p>(1) 鉱山保安法第8条第1号の鉱さい、坑水、廃水又は鉱種の処理施設</p> <p>(2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場等の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>(3) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設で一定のもの</p> <p>(4) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの</p> <p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び一般廃棄物の最終処分場で一定のもの</p> <p>(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの</p> <p>(7) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設における窒素酸化物の発生を抑制し、又は著しく減少させるための燃焼改善設備で一定のもの</p> <p>(8) 下水道法第12条第1項又は第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設で一定のもの</p> <p>(9) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの</p> <p>(10) 大気汚染防止法第2条第5項に規定する揮発性有機化合物排出施設から排出される同条第4項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設（(4)に掲げる施設を除く。）で一定のもの</p>	<p>平成16年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得されたものについて、その課税標準を$\frac{1}{6}$に軽減する（ただし、(4)、(6)（一定のものを除く。）又は(9)については、その課税標準を$\frac{1}{3}$に軽減し、(5)については、その課税標準を$\frac{1}{2}$に軽減し、(7)又は(8)については、その課税標準を$\frac{2}{3}$に軽減する。）。</p>	地方税法附則第15条第4項
		<p>公共の危害防止のため設置された償却資産のうち、</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち廃油、廃プラスチック類その他一定のものを処理するための償却資産で一定のもの</p> <p>(2) 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の指定地域内に設置される同法第15条第1項に規定する指定施設で一定のものから生ずる汚水を処理するための償却資産で一定のもの</p> <p>(3) 水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場の設置者又は特定事業場の設置者であった者が設置する同法第2条第2項第1号に規定する物質を含む地下水の水質を浄化するための償却資産で一定のもの</p> <p>(4) 土壌の特定有害物質による汚染を除去するための償却資産で一定のもの</p>	<p>(1) 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得されたものについて、その課税標準を$\frac{2}{3}$（そのうち一定のものについては、その課税標準を$\frac{3}{4}$とする）に軽減する。</p> <p>(2) 平成16年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得されたものについて、その課税標準を$\frac{2}{3}$に軽減する。</p> <p>(3) 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得されたものについて、その課税標準を$\frac{1}{2}$に軽減する。</p> <p>(4) 平成15年2月15日から平成20年3月31日までの間に取得されたものについて、その課税標準を$\frac{1}{3}$に軽減する。</p>	地方税法附則第15条第5項
		<p>公共の危害防止のために設置された構築物のうち、</p> <p>(1) 火薬類取締法第3条、第5条又は第12条の規定による許可を受けた者が設置した土堤及び防爆壁</p> <p>(2) 石油コンビナート等災害防止法第2条第9号に規定する特定事業者が設置した流出油等防止堤で一定のもの</p>	<p>平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に設置されたものについて、その課税標準を$\frac{3}{5}$に軽減する。</p>	地方税法附則第15条第6項
		<p>公共の危害防止のために設置された地方税法附則第15条第4項第1号から第3号まで及び第5号から第10号までに掲げる施設等のうち、既存の当該施設等に代えて設置するもので一定のもの（同法第349条の3第3項又は第17項の規定の適用を受けるものを除く。）</p>	<p>平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得されたものについて、その課税標準を$\frac{2}{3}$に軽減する（地方税法附則第15条第4項第10号に掲げる施設については、その課税標準を$\frac{1}{2}$に軽減する。）。</p>	地方税法附則第15条第7項
		<p>公共の危害防止のために設置された廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設のうち同法第2条第4項に規定する産業廃棄物の焼却施設（地方税法第349条の3第3項、第4項又は第17項の規定の適用を受けるものを除く。）で一定のもの</p>	<p>平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に取得されたものについて、その課税標準を$\frac{2}{3}$に軽減する。</p>	地方税法附則第15条第8項
		<p>資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備で一定のもの（地方税法第349条の3第4項の規定の適用を受けるものを除く。）</p>	<p>平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に新たに取得されたものについて、当初課税年度から3年度分に限りその課税標準を$\frac{3}{4}$に軽減する（ただし、一定のものについては、その課税標準を$\frac{4}{5}$に軽減する。）。</p>	地方税法附則第15条第18項

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
特別土地保有税	非課税	<p>1 次にかけられる施設で公共の危害防止のために設置されるものに供する土地</p> <p>(1) 鉱山保安法第8条第1号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理施設</p> <p>(2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設若しくは同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2又は湖沼水質保全特別措置法第14条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場等の汚水若しくは廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>(3) 下水道法第12条第1項若しくは第12条の11第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの</p> <p>(4) 水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場の設置者又は特定事業場の設置者であった者が設置する同法第2条第2項第1号に規定する物質を含む地下水の水質を浄化するための施設で一定のもの</p> <p>(5) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第10項に規定する一般粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で一定のもの</p> <p>(6) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの</p> <p>(7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの</p> <p>(8) 悪臭防止法第2条第1項に規定する特定悪臭物質の排出防止設備で一定のもの</p> <p>(9) 騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設（鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する騒音を防止するための施設で一定のもの</p> <p>(10) 湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の指定地域内に設置される同法第15条第1項に規定する指定施設で一定のものから生ずる汚水の処理施設で一定のもの</p> <p>(11) 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法第2条第5項に規定する水道水源特定施設を設置する同条第6項に規定する水道水源特定事業場の汚水又は廃液の処理施設で一定のもの</p> <p>(12) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの</p> <p>(13) 土壌の特定有害物質（土壌汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質）による汚染を除去するための施設（同法第5条第1項に指定する指定区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限る。）で一定のもの</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5第1項に規定する廃棄物処理センターが同法第15条の6第1号から第5号までに規定する業務の用に供する土地で一定のもの</p> <p>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る事業の用に供する土地で一定のもの</p> <p>4 工場立地法第6条第1項に規定する特定工場に係る同項、同法第7条第1項又は同法第8条第1項の届出をした者が同法第4条第1項の規定により公表された準則又は同法第4条の2第1項の規定により定められた同項に規定する地域準則のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係るものに適合するため配置する環境施設の用に供する土地で一定のもの</p>	非課税	地方税法第586条第2項

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
事業所税	非課税	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定による許可若しくは同法第9条の8第1項の規定による認定を受けて、又は同法第7条第1項ただし書若しくは同条第6項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設で一定のもの	非課税	地方税法第701条の34第3項第8号
	課税標準の特例	(1) 鉱山保安法第8条第1号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水又は鉱煙の処理に係る施設（専ら当該施設の用に供する事業所家屋内に設置されるものに限る。以下同じ。） (2) 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は同条第3項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第12条の2の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場又は事業場の汚水若しくは廃液の処理施設で一定のもの (3) 下水道法第12条第1項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で一定のもの (4) 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第5項に規定する揮発性有機化合物の排出の抑制に資する施設（(5)に掲げる施設を除く。）で一定のもの (5) 大気汚染防止法附則第9項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設で一定のもの (7) 海洋汚染等（地方税法施行令第56条の53の2第2項第1号に掲げるものを除く。）及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設（地方税法施行令第56条の53の2第2項第4号に掲げるものを除く。） (8) ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの	資産割について課税標準を $\frac{1}{4}$ に軽減する	地方税法第701条の41第1項第3号
		(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項若しくは第4項若しくは第14条の4第1項若しくは第4項の規定による許可又は同法第15条の4の2第1項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (2) 広域臨海環境整備センター法第19条に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (3) 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業の用に供する施設のうち一定の施設 (4) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第20条第1項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設 (5) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項に規定する食品関連事業者から委託を受けて同条第3項に規定する食品循環資源の同条第5項に規定する再生利用のうち同項第1号に掲げるものを業として行う者が行う当該再生利用の事業に供する施設のうち一定のもの	資産割について課税標準を $\frac{1}{4}$ に、従業者割について課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法第701条の41第1項第4号
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る事業の用に供する施設で一定のもの	法人の事業である場合には平成19年4月1日以後に最初に終了する事業年度分まで、個人の事業である場合には平成19年分までに限り、資産割について課税標準を $\frac{1}{2}$ に軽減する。	地方税法附則第32条の7第2項	

区分	項目	対象施設等	優遇措置の内容	根拠法令
自動車取得税	税率の特例	電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車の取得	平成19年3月31日までに取得した場合の税率は、現行の税率から2.7%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第3項 条例附則第11条第2項
		ハイブリッド自動車の取得	平成19年3月31日までに取得した場合の税率は、現行の税率から次に掲げる区分に応じてそれぞれの率を控除した率とする。 ・バス・トラック………2.7% ・バス・トラック以外…2.2%	地方税法附則第32条第4項 条例附則第11条第3項
		NOx・PM法の特定地域内における買い換え特例に係る特定自動車排出基準適合車の取得	NOx・PM法の特定地域において、昭和58年以降の自動車排出ガス規制に適合する一定条件のトラック・バス等を廃車し、これに代わるものとして、一定期間内に特定自動車排出基準に適合するトラック・バス等を取得した場合の税率は、現行の税率から次に掲げる期間の区分に応じてそれぞれに定める率を控除した率とする。 ①平成17年4月1日から平成19年3月31日まで1.5% ②平成19年4月1日から平成21年3月31日まで1.2%	地方税法附則第32条第9項 条例附則第11条第7項
		大型ディーゼル車特例（総重量が3.5tを超えるディーゼルトラック・バス等）	「平成27年度重量車燃費基準達成」かつ「平成17年度排出ガス基準値より10%以上性能のよい車」を平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得した場合の税率は、現行税率から2.0%を控除した率とする。 「平成27年度重量車燃費基準達成」かつ「平成17年度排出ガス基準達成車」を平成18年4月1日から平成20年3月31日までに取得した場合の税率は、現行税率から1.0%を控除した率とする。	地方税法附則第32条第10項 条例附則第11条第8項
	課税標準額の特例	低燃費車の取得	平成20年3月31日までに次に記載の自動車（ハイブリッド自動車を除く）を取得した場合、課税標準額は、取得価格から次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める金額を控除した額とする。 ①「燃費基準+20%以上達成」かつ「平成17年排出ガス規制値より75%以上性能のよい」自動車⇒30万円 ②「燃費基準達成+10%以上達成」かつ「平成17年排出ガス規制値より75%以上性能のよい」自動車⇒15万円	地方税法附則第32条第6項及び第7項 条例附則第11条第4項及び第5項
自動車税	税率の特例	平成18年度及び平成19年度に新車新規登録された自動車で一定要件を満たすもの	登録の翌年度の自動車税を環境に配慮した度合いに応じてそれぞれの率を控除した税率とする。 ①電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車⇒税率より概ね50%軽減 ②「燃費基準+20%以上達成」かつ「平成17年排出ガス規制値より75%以上性能のよい」自動車⇒税率より概ね50%軽減 ③「燃費基準達成+10%以上達成」かつ「平成17年排出ガス規制値より75%以上性能のよい」自動車⇒税率より概ね25%軽減	地方税法附則第12条の3第5項 条例附則第9条
不動産取得	非課税	独立行政法人空港周辺整備機構が業務の用に供する不動産で一定のもの取得	非課税	地方税法第73条の4第1項 第24号
	課税標準額の特例	独立行政法人空港周辺整備機構が平成20年3月31日までに一定の業務の用に供する土地を取得した場合の当該土地の取得 PFI事業者が平成19年3月31日までに取得する公共施設等のうち、地方公共団体に譲渡するもので一定の一般廃棄物処理施設の取得	当該土地の価格の $\frac{1}{2}$ に相当する額を価格から控除する。 当該家屋の価格の $\frac{1}{2}$ に相当する額を価格から控除する。	地方税法附則第11条第6項 地方税法附則第11条第26項